

## 令和5年度第2回広島県個人情報保護審議会 議事要旨

### 1 日時

令和5年11月7日(火) 14時00分から16時00分まで

### 2 場所

本館102会議室(広島県庁本館1階)

### 3 出席委員

横藤田会長、大池委員、大山口委員、上土井委員、東委員

### 4 議題

- (1) 特定個人情報保護評価書(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第28条第1項に規定する評価書をいう。)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて
  - ・ 住民基本台帳ネットワークに関する事務「特定個人情報保護評価(全項目評価書)」
- (2) 報告事項
  - ア 令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況
  - イ その他
- (3) その他
  - ア 議事録について
  - イ 今後の審議予定について

### 5 担当部署

(実施機関) 広島県総務局県庁情報システム担当  
広島県地域政策局市町行財政課  
(事務局) 広島県総務局総務課

### 6 会議の内容

- (1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務「特定個人情報保護評価(全項目評価書)」に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて  
実施機関から、特定個人情報保護評価の制度概要及び住民基本台帳ネットワークに関する特定個人情報保護評価書について、説明を受けた。  
また、事務局であらかじめ作成した答申案について審議を行い、本評価書の妥当性に係る部分においてリスク軽減措置の例示を追加する等の修正を行うこととなった。

## ア 指摘

本評価書に対するパブリックコメントで提出された意見に対して県の考え方を示す際には、文章を短くするなどし、県民にとって分かりやすい表現となるよう努めること。

## イ 質疑

問1 パブリックコメントにより提出された意見は2件ということであったが、この件数について、担当としての所感はどうか。

答1 より多くの意見をいただきたいという思いはある。今回も、県の SNS によりパブリックコメントの募集開始とともに周知を行ったところではあるが、今後も、より多くの意見を提出いただけるよう工夫を行っていきたい。

※ 答1については、令和5年度第1回広島県個人情報保護審議会議事録6-(3)-イ-(答1)を補足

問2 評価書に「個人番号は、附票本人確認情報データベースとは別の一時保存領域で処理する」と記載されているが、当該データベースの中に個人番号が入っているのではないか。

答2 個人番号が含まれているのは都道府県サーバのみである。個人番号は、番号法で認められた事務に限り、附票都道府県サーバの作業領域の中で一時的に保持されるが、作業終了後、速やかに消去されるため、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。

問3 本人確認情報の流れと附票本人確認情報の流れとの間に異なる点はあるか。

答3 本人確認情報については、市町の窓口で住民票を取り扱う業務の中で得た情報が市町から県のサーバに流れてくる仕組みとなっており、そこには個人番号も含まれている。

附票本人確認情報については、元々、個人番号は含まれておらず、番号法で認められた事務に限り、広島県の他の執行機関等からの求めに応じ、戸籍の附票の情報を活用して都道府県サーバへ個人番号を要求し、提供又は移転を行う場合がある。

問4 個人番号の真正性確認の措置について、具体的には(市町では)どのように行われているのか。

答4 市町の窓口において、対面で、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して本人確認を行い、間違いなく本人であることを確認している。

問5 広島県における海外転出者の数はどうか。

答5 正確な数は持ち合わせていないが、相当の数になる。

※ 「令和5年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」の調査結果によると、令和4年における国外への住民票消除（転出者）数は、7,406人

問6 附票連携システムを導入する背景はどうか。

答6 行政の持つ多種多様な情報を連携し、住民の申請に係る負担の軽減等を目指して、国が進めているデジタルガバメント構築に向けた環境整備の一環と理解している。

## (2) 報告事項

令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況や令和5年度における個人情報の取扱状況に関して報告を行った。

委員からは、個人情報管理に係る職員の認識の深化や保存年限を過ぎた文書の廃棄等について、引き続き、個人情報を適切に管理するよう周知徹底を図るよう求められた。

## (3) その他

前回の審議会の議事録についての確認及び今後の審議予定について連絡を行った。